

合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月31日

基礎情報

都道府県・市名	兵庫県・南あわじ市（みなみあわじし）
合併期日	平成17年1月11日
合併形式	新設合併（対等合併）
住所（旧市町村名も記載）	兵庫県南あわじ市市善光寺18番地27（旧三原町）
人口（合併直近の国調）	54,979人
面積	229.17 k m ²
議員定数	28人
関係市町村名	緑町、西淡町、三原町、南淡町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	緑町	6,295	27.89	12	21.54
	西淡町	12,264	55.99	13	26.04
	三原町	16,614	58.35	15	23.89
	南淡町	19,590	86.94	19	27.35
合計	-	54,763	229.17	59	25.34

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	緑町	3,456,758	764,460	883,836		0.491
	西淡町	6,123,246	1,338,007	1,745,703	山振	0.466
	三原町	8,606,873	1,657,440	1,785,942		0.500
	南淡町	10,048,688	2,215,537	2,470,516	離島、辺地	0.480
合計	-	28,235,565	5,975,444	6,885,997	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成17年1月10日
内容	<p>合併協議会概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会開催：25回（うち合併協定書調印まで20回） 協議会委員：29名（各町の長、議長、議会代表及び学識経験者4名並びに淡路県民局長） 協定項目：43項目 <p>主な経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定書調印式：平成15年12月6日 各町議会による廃置分合関連議案の議決：平成15年12月9日 廃置分合申請書の提出：平成15年12月18日 県議会における廃置分合の議決：平成16年3月25日 総務大臣による官報の告示：平成16年4月16日 平成17年1月11日「南あわじ市設置」 	
住民発議について	無	

市町村建設計画	計画の期間：合併後概ね10年間	
基本計画の主要項目	<p>【新市の将来像】</p> <p>食がはぐくむ ふれあい共生の都市^{まち} - 1人ひとりの笑顔が見える 生涯現役の風土づくりをめざして -</p> <p>【基本目標】</p> <p>コンパクトな生活圏域を活かした持続的発展可能な都市の実現 自然環境との共生による地域の産業活性化の実現 広域交通条件を活かした交流都市の実現</p> <p>【基本方針】</p> <p>安心とうるおいを与える生活環境の創造 次世代の人材を育てる教育・文化の充実 自然環境と調和した産業の振興 利便性の高い都市基盤の整備 活発な住民活動の創出と連携・交流の促進</p>	
旧市町村庁舎の活用	分庁舎方式による旧庁舎を利用（三原郡生活文化会館及び旧4町庁舎を庁舎に利用）	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 10 ヶ月
議会の議員の報酬額	旧緑町20万円、旧西淡町21.5万円、旧三原町23万円、旧南淡町24万円（月額）	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	260.5億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	<p>合併の方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設（対等）合併 <p>合併の期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年1月11日 <p>新市の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南あわじ市 <p>新市の事務所の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『三原町市善光寺18番地27』とし、新市において速やかに（仮称）庁舎建設検討委員会等を設置し、庁舎等公共施設の総合的な検証を実施 <p>事務機構及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分庁舎方式を採用し、旧4町及び三原郡生活文化会館を庁舎として利用 <p>議会議員の定数及び任期の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期：在任特例を適用（平成17年11月10日まで） <p>新市の議会の議員定数：28人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 - 在任期間中：旧町の例、在任期間終了後：新市において調整 <p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期：在任特例を適用（平成17年7月31日まで） <p>新市の選挙による委員の定数：30人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙区の設置：合併後最初に行われる選挙については、4選挙区（旧町単位）を設置 <p>報酬 - 在任期間中：旧町の例、在任期間終了後：新市において調整</p> <p>地方税の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び入湯税：地方税法に定める税率 ・都市計画税：現行のとおり ・国民健康保険税及び介護保険料の取扱い ・合併翌年度に統一（合併年度は、旧町の例） <p>新市建設計画</p>	
	残された課題について、箇条書きで記入ください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・新市の新庁舎の建設の検討 		